

最高裁判所 (第三小法廷) 令和●●年 (○○) 第●●号 更正すべき理由がない旨の通知処分取消請求上告受理申立て事件

国側当事者・国

令和2年12月15日不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年 (○○) 第●●号、令和2年2月12日判決、本資料270号-21・順号13381)

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年 (○○) 第●●号、平成31年2月6日判決、本資料269号-16・順号13239)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和2年12月15日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 林 景一

裁判官 戸倉 三郎

裁判官 宇賀 克也

裁判官 林 道晴

当事者目録

申立人	A株式会社
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	玉井 裕子ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	金光 晴香